

新たな産業支援施設の整備に向けた基礎調査業務委託 企画提案募集要項

1 事業名

新たな産業支援施設の整備に向けた基礎調査

2 業務内容

「新たな産業支援施設の整備に向けた基礎調査業務委託仕様書」に（「仕様書」という。以下同じ。）記載したとおり。

3 業務の実施方法

企画提案を募り、審査・選考を経て1団体を決定し、業務を委託する。

4 応募者の資格

次の全ての要件を満たすこととする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 千葉県物品等入札参加資格（委託）を有する者であること。
- (3) 応募の日から契約の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けていない者であること。
- (4) 応募の日から契約の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (5) 選考委員会の委員でないこと。
- (6) 選考委員会の委員が自ら主宰し、役員、顧問若しくは構成員として関係する法人及びその他の組織でないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制下にある者でないこと。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした者でないこと。
- (9) この企画提案の応募書類の受付期限から過去6月以内に、労働関係法令に基づく刑事処分又は行政処分を受けていないこと。

5 説明会の開催

次の日程により説明会を開催する。

- (1) 日 時 令和6年3月27日（水）14時から
- (2) 場 所 千葉県庁本庁舎14階 商工労働部会議室

(3) 内 容 本募集要項及び仕様書の説明及び質疑応答

(4) そ の 他

- ・令和6年3月26日（火）17時までにメールにて団体名・参加者氏名・連絡先を明記のうえ、原則として参加の申込みをすること。
提出先：千葉県商工労働部経済政策課 政策室（本庁舎14階）
メール：keisei-seisaku@mz.pref.chiba.lg.jp
- ・会場の都合上、1団体2名までとする。
- ・説明会に出席しない場合でも応募できるものとする。

6 質問の受付・回答

本件に関する質問については、質問票（様式第1号）をメールにて受け付ける。ただし、提案の状況、選考委員名等に関する質問は受け付けない。

※メール送信後、電話にて到達確認をすること。（到着確認をせず、システム不具合等で不達の場合、県は責を負わない。）

- (1) 受付期限 令和6年4月3日（水）まで
- (2) 提出先 千葉県商工労働部経済政策課 政策室（本庁舎14階）
メール：keisei-seisaku@mz.pref.chiba.lg.jp
電 話：043-223-2769
- (3) 回答方法 本件に関する質問及びそれに対する県の回答については、県ホームページに掲載する。

7 提案書等の提出

- (1) 応募期限 令和6年4月10日（水）17時まで（必着）
- (2) 応募方法 原則として、電子データ（PDF形式）を電子メールにより提出すること。ただし、7.2MBを超える場合は、大容量のデータ送信が可能なファイル転送システムを使用すること。上記の方法が困難な場合は、紙媒体で提出することも可能とする。なお、紙媒体による場合は、10部（正本1部、副本9部）を持参又は郵送により提出すること。（4月10日（水）17時必着）
※電子メール及び郵送による場合は、提出後、電話により届いていることを確認すること。（到着確認をせず、システム不具合等で不達の場合、県は責を負わない。）
- (3) 提出先 メール：keisei-seisaku@mz.pref.chiba.lg.jp
紙媒体：千葉県商工労働部経済政策課 政策室（本庁舎14階）
〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1
※「8 提出物」に沿って作成すること。

8 提出物

- (1) 企画提案書（様式第2号）
 - ・提出年月日、住所（所在地）、氏名（社名）代表者の氏名・肩書き等を記入し、正本には社印、代表者印を押印すること。
- (2) 企画提案概要書（A4版・任意様式・15ページ以内）
 - ア 実施スケジュール
各業務の実施スケジュール
 - イ 各業務の運営概要
業務内容を網羅したうえで、各業務についてできるだけ具体的に記載する。
 - ウ 業務の実施体制
 - ・本業務の全体責任者、各業務の責任者・担当者を記載する。
 - ・従事者の氏名、所属、役職、本業務における役割、経験年数、過去の主な実績等を記載する。
- (3) 団体概要（様式第3号）
 - 次の書類を添付すること。
 - ア 4の応募資格の要件をすべて満たす旨の宣誓書（様式4）
- (4) 過去における類似業務実績（任意様式）
 - ・類似業務実績を挙げ、業務概要・成果等をできるだけ詳細に記載する。
 - ・実績は最大3件までとし、概ね10年以内のものとする。
 - ・記載する内容については、県からの受注業務に限定されない。
- (5) 見積書（任意様式）
 - ・見積書記載の金額は、消費税及び地方消費税を含めて、11（3）委託料の上限額以下となるようにすること。なお、消費税及び地方消費税にかかる税率は10%で計算すること。
 - ・仕様書の業務内容及び本企画提案の内容を実施するために必要な全ての費用を算定すること。
 - ・本業務の仕様書で示した事項のほか、独自の提案事項がある場合は、その提案を実施する費用についても、本業務の委託料に含むこと。
 - ・見積書は、業務ごとに詳細な内訳を記載すること。
- (6) 提案にあたっての留意事項
 - ・本業務で満たすべき仕様は別に定める仕様書に掲げるものとする。
 - ・提案内容は、採用された場合に、受託者が責任をもって実現できるものであること。
 - ・企画提案は最優秀提案書を決定するためのものであり、提案書記載のとおり実施することを約するものではない。

9 審査・選考方法

- (1) 選考委員会において、原則として、提案書及びプレゼンテーション・ヒアリングによる審査を行い、その中で最も優れた提案をした団体を最優秀提案者として受託候補者に選定する。
- (2) 上記の選考委員会（プレゼンテーション・ヒアリング）については、応募者全員による実施を原則としているが、応募資格を有する応募者が

6者以上の場合、事務局による企画提案書等の事前審査を実施し、選考委員会に参加する5者を選定する。

(3) 選考委員会は令和6年4月下旬に実施予定である。

※書面審査となった場合で、選考委員から質問があった際には、取りまとめのうえ、メールで応募者に送付する。応募者は別に指示する日時までに回答をメールで送付すること。

(4) 審査項目・審査基準

審査に当たっては、別表に掲げる項目及び基準により行う。

(5) 選考結果

応募者全員に郵送で通知する。

10 提案の無効に関する事項

次の一つに該当するときは、その者の提案は無効とする。

(1) 応募資格の無い者が提案したとき。

(2) 所定の期限及び提出先に参加申出書及び提案書を提出しないとき。

(3) 同一の企画提案募集に対して、2以上の提案をしたとき。

(4) 同一の企画提案募集に対して、自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案したとき。

(5) 提案に関連して談合等の不正行為があったとき。

(6) 提出書類に虚偽の記載をしたとき。

(7) 委託料上限額を超える金額で見積書を提出したとき。

(8) 見積書の金額、住所、氏名、印影、若しくは重要な文書の誤脱、又は認識しがたい見積又は金額を訂正した見積をしたとき。

(9) 著作権など第三者の権利を侵害した提案をしたとき。

(10) 選考委員会を欠席したとき。

(11) その他、審査を行うにあたって、県が無効であると判断したとき。

11 委託契約

選考により決定した企画案の提出者を受託候補者とし、詳細な業務内容及び契約条件等について協議、合意したのちに、委託契約を締結する。

なお、協議が整わなかった場合は、次点者と協議を行うものとする。

(1) 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

(2) 契約にあたっての主な留意事項

ア 提案書及び選考委員会は、提案内容及び応募団体の審査・選考のために行うものであり、選考結果は提案内容をそのまま了承するものではなく、必要に応じて内容の一部を変更する必要があるので留意すること。

また、協議により本県から指示を行った場合には、その指示に従うとともに、指示事項への対応状況の報告を求めることができるものとする。

- イ 仕様書は、提案された企画内容をもとに県が作成する。
- ウ 契約にあたっては、千葉県財務規則（昭和39年規則第13号の2。以下「規則」という。）第99条第1項の規定により、契約金額の百分の十以上の契約保証金を納めること。
ただし、規則第99条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する場合がある。
- エ 原則として、本事業の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、再委託先や再委託内容、再委託理由を明記し、書面により県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- オ 委託料の支払いは、精算払いを原則とする。
- カ 本業務の委託料によって備品等の財産を取得することは認めない。
- キ 受託者は委託業務の実施のために業務委託料から支出したことについて、帳簿及び証拠書類を、委託業務終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。さらに、県は、必要と認めるときは、受託者に対して当該帳簿及び証拠書類の提出を求めることができる。

(3) 委託料の上限

金32,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

なお、この金額は契約金額の限度額を示すものであり、県がこの金額で契約することを約束するものではない。

1.2 注意事項

- (1) 企画提案に要する経費は、全て応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。また、提出後の書類の差替え及び再提出は認められない。
- (3) 提出された書類等は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）に基づき開示する場合がある。
- (4) 提出された書類等は、必要に応じて複写する。
- (5) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (6) 前述の9により選定した最優秀提案者が次のいずれかに該当することとなった場合は、委託契約の協議を中止し、次点者と協議を行うものとする。
 - ア 審査完了の日から契約締結日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けたとき。
 - イ 審査完了の日から契約締結日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けたとき。

別 表 審査項目及び基準

委託業務内容に即した以下の審査項目により行うものとする。

評価項目	評価基準	
業務遂行能力		<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の実施にあたり必要なノウハウやスキル等を有する担当者が適切に配置され、的確な業務遂行が可能な体制となっているか。
		<ul style="list-style-type: none"> ・同種の業務にかかる受注実績等を有しているか。
企画提案内容	全体	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の趣旨を的確に理解し、仕様書で定めた業務内容を十分に踏まえているか。 ・仕様書の項目に対応した適切な年間の事業工程が提示されているか。
	企画力・実現可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・企画提案は仕様書の業務内容に応じた具体的なものとなっているか。
		<ul style="list-style-type: none"> ・提案の内容の実現可能性は高いか。
		<ul style="list-style-type: none"> ・実施手法は県や他の団体等に過度な負担を与える内容となっていないか。
	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の達成に必要な専門性や企画力・調査・分析力は十分か。 	
独自提案		<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施目的を鑑みて効果的な自由提案事項があるか。 【加算ポイント】
経費の妥当性		<ul style="list-style-type: none"> ・所要経費・算定根拠が明確に示されていて、合理的な内容であるか。 ・費用対効果に十分配慮した内容となっているか。